Mission
４５分で３０／５０点を突破せよ！

第七講　過去問実践演習　２０１４年文系第一問

次の文は、著者が一九四一年に満州（現在の中国東北部）へ派遣され、四五年の日本の降伏後にソビエト連邦軍に抑留されてのち、四九年に重労働の判決を受けた前後を回想したものである。これを読んで、後の問に答えよ。

起訴と判決をはさむほぼふた月を、私は独房へ放置された。とだえては昂（たか）ぶる思郷の想いが、すがりつくような望郷の願いに変ったのはこの期間である。朝夕の食事によってかろうじて区切られた一日のくり返しのなかで、私の追憶は一挙に遡行した。望郷の、その初めの段階に私はあった。この時期には、故国から私が「恋われている」という感覚がたえまなく私にあった。事実そのようにして、私たちは多くの人に別れを告げて来たのである。そのとき以来、別離の姿勢のままで、その人たちは私たちのなかにあざやかに立ちつづけた。化石した姿のままで。

弦（つる）にかえる矢があってはならぬ。おそらく私たちはそのようにして断ち切られ、放たれたはずであった。私をそのときまでささえて来た、遠心と

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

Anatomy of Victory　本文分析

求心とのこのバランスをうたがいはじめたとき、いわば錯誤としての望郷が、私にはじまったといっていい。弦こそ*矢筈（やはず）へかえるべきだという想いが、聞きわけのない怒りのように私にあった。

　この錯誤には、いわば故国とのあいだの〈取り引き〉がつねにともなった。私は自分の罪状がとるにたらぬものであることをしいて前提し、やがては無力で平穏な一市民として生活することを、くりかえし心に誓った。事実私が一般捕虜とともにそれまですごして来た三年の歳月は（それは私にとって、事実上の未決期間であった）、市井の片隅でひっそりといとなまれる、名もない（ア）ぼんような生活がいかにかけがえのないものであるかを、私に思いしらせた。しかもこの〈取り引き〉の相手は、当面の身柄の管理者であるソビエト国家ではなく、あくまで日本――おそらくそれは、すでに存在しない、きのうまでの日本であったのであろうが――でなければならなかったのである。

　私たちは故国と、どのようにしても結ばれていなくてはならなかった。しかもそれは、私たちの側からの希求であるとともに、〈向う側〉からの希求でなければならないと、かたく私は考えた。望郷が招く錯誤のみなもとは、そこにあった。そして私が、そのように考えた時期は、海は二つの陸地のあいだで、ただ焦燥をたたえたままの、（イ）かと的な空間として

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

Mission
４５分で３０／５０点を突破せよ！

私にあった。その空間をこえて「手繰られ」つつある自分を、なんとしてでも信じなければならなかったのである。

告訴された以上、判決が行なわれるはずであった。だが、いつそれが行なわれるかについては、一切知らされなかった。独房で判決を待つあいだの不安といらだちから、かろうじて私を救ったものは(ウ)きが状態に近い空腹であった。私の空想は、ただ食事によって区切られていた。食事を終った瞬間に、一切の関心はすでにつぎの食事へ移っていた。そしてこの、〈つぎの食事〉への期待があるかぎり、私たちは現実に絶望することもできないのである。私はよく、食事の直前に釈放するといわれたら、なんの未練もなく独房をとび出すだろうかと、大まじめで考えたことがある。

なん日かに一度、あたりがにわかにさわがしくなる。監視兵がいそがしく廊下を走りまわり、つぎつぎに独房のドアが開かれ、だれかの名前が呼ばれる。足おとは私のドアをそのまま通りすぎる。「このつぎだ。」私は寝台にねころがる。連れ去られた足音は、二度と同じ部屋に還ってはこない。そして、ふたたび終りのない倦怠と不安のなかで、きのうと寸分たがわぬ一日が始まる。どこかの独房で手拍子をうつ音が聞こえる。三・三・七拍子。日本人だという合図であり、それ以上の意味はなにもない。

望郷とはついに(1)植物の感情であろう。地におろされたのち、みずか

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

Anatomy of Victory　本文分析

らの自由において、一歩を移ることをゆるされぬもの。海をわたることのない想念。私が陸へ近づきえぬとき、陸が、私に近づかなければならないはずであった。それが、棄民されたものへの責任である。このとき以来、私にとって、外部とはすべて移動するものであり、私はただ私へ固定されるだけのものとなった。

四月二十九日午後、私は独房から呼び出された。それぞれドアの前に立ったのは、いずれもおなじトラックで送られ、おなじ日に起訴された顔ぶれであった。員数に達したとき、私たちは手をうしろに組まされ、私語を禁じられた。

私たちが誘導されたのは、窓ぎわに机がひとつ、その前に三列に椅子をならべただけの、およそ法廷のユーモアにふさわしい一室であった。椅子にすわり、それが生涯の姿勢であるごとく、私たちは待った。ドアが開き、裁判長が入廷した。若い朝鮮人の通訳が一人(彼もまた起訴直前にあった)。私たちは起立した。

初老の、実直そうなその保安大佐は、席に着くやすでに判決文を読みはじめていた。私が立った位置は最前列の中央、判決文は私の鼻先にあった。ながながと読みあげられる、すでにおなじみの罪状に、私の関心はなかった。全身を耳にして私が待ったのは、刑期である。早口に読み進む判決文

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

Mission
４５分で３０／５０点を突破せよ！

がようやく終りに近づき、「罪状明白」という言葉に、重労働そして二十五年という言葉がつづいたとき、私は耳をうたがった。ロシヤ語を知らぬ背後の同僚が、私の背をつついた。「何年か」という意味である。私は首を振った。聞きちがいだと思ったからである。

それから奇妙なことが起った。読み終った判決文を、おしつけるように通訳にわたした大佐は、椅子の上に置いてあった網のようなものをわしづかみにすると、あたふたとドアを押しあけて出て行った。大佐がそのときつかんだものを、私は最初から知っていた。買物袋である。おそらくその時刻に、必需品の配給が行なわれていたのであろう。この実直そうな大佐にとって、私たち十数人に言いわたした二十五年という刑期よりも、その日の配給におくれることの方がはるかに痛切であった。ソビエト国家の官僚機構の圧倒的な部分は、自己の言動の意味をほとんど理解する力のない、このような実直で、善良な人びとでささえられているのである。

つづいて日本語で判決が読みあげられたとき、私たちのあいだに起った混乱と（エ）きょうこう状態は、予想もしない異様なものであった。判決を終って＊〈溜(たま)り〉へ移されたとき、期せずして私たちのあいだから、悲鳴とも怒号ともつかぬ喚声がわきあがった。私は頭から汗でびっしょりになっていた。監視兵が走り寄る音が聞こえ、怒気を含んだ顔がのぞいたが、

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

Anatomy of Victory　本文分析

「二十五年だ」というと、(2)だまってドアを閉めた。

故国へ手繰られつつあると信じた一条のものが、この瞬間にはっきり断ちきられたと私は感じた。それは、あきらかに肉体的な感覚であった。このときから私は、およそいかなる精神的危機も、まず肉体的な苦痛によって始まることを信ずるようになった。「それは実感だ」というとき、そのもっとも重要な部分は、この肉体的な感覚に根ざしている。「手繰られている」ことを、なんとしてでも信じようとしたとき、その一条のものは観念であった。断ち切られた瞬間にそれは、ありありと感覚できる物質に変貌し、たちまち消えた。(3)観念が喪失するときに限って起るこの感覚への変貌を、そののちもう一度私は経験した。観念や思想が〈肉体〉を獲得するのは、ただそれが喪失するときでしかないことの意味を、いまも私はたずねずにいる。意味が与えられるとき、その実感がうしなわれることを、いまもおそれるからである。あっというまに遠のいて行くものを、私は手招いて追う思いであった。

四月三十日朝、私たちは*カラガンダ郊外の第二刑務所に徒歩で送られた。刑務所は、私たちがいた捕虜収容所と十三分所のほぼ中間の位置にあった。ふた月まえ、私が目撃したとおなじ状態で、ひとりずつ衛兵所を通って構外へ出た。白く凍てついていたはずの草原(ステップ)は、かがやくばかりの緑に

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

Mission
４５分で３０／５０点を突破せよ！

変っていた。五月をあすに待ちかねた乾いた風が、吹きつつかつ匂った。そのときまで私は、ただ比喩としてしか、風を知らなかった。だがこのとき、風は（オ）かんぺきに私を比喩とした。このとき風は実体であり、私はただ、風がなにごとかを語るための手段にすぎなかったのである。

（石原吉郎「望郷と海」より）

注（＊）

矢筈＝矢の端の、弓の弦を受ける部分。

〈溜り〉＝捕虜を収容している空間のことをさす。

カラガンダ＝中央アジア北部、カザフスタンの地名。当時はソビエト連邦に属していた。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

問一　傍線部（ア）～（オ）のひらがなを漢字に改めよ。

問二　傍線部（1）はどういう意味か、説明せよ。

問三　傍線部（2）で、監視兵はなぜそのような態度をとったのか、説明せよ。

問四　傍線部（3）はどのようなことを言っているのか、説明せよ。

問五　二重傍線部はどのようなことを言っているのか、説明せよ。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

一

ア
イ
ウ
エ
オ

二

三

四

Ⓒ RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

五

Ⓒ RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

第七講　過去問実践演習

２０１４年前期文系第一問　石原吉郎「望郷と海」

要旨

筆者は一九四五年の日本の降伏後にソビエト連邦軍に抑留されて、望郷の願いを抱くようになった。その想いは自分ではどうにもならない状況にあるため、日本国の方が筆者を呼び戻さなければならないという錯誤であった。そして、二十五年という刑期が宣告され、望郷の願いは断ち切られることになった。

解答（５０点）

問一　１０点（各２点）

ア、凡庸　イ、過渡　ウ、飢餓　エ、恐慌　オ、完璧

問二　８点

捕虜が故国を思う気持ちは、自分は自由に動けず外部の環境が動くことを希求するしかないという点で、植物と同じであるという意味。

解答ポイント

①捕虜が故国を思う気持ちは（２点）

②ａ自分は自由に動けず（２点）
　ｂ外部の環境が動くことを希求するしかない（２点）
　ｃ植物と同じである（２点）

問三　８点

監視兵は捕虜たちが喚声をあげたことで、怒って駆けつけたが、その喚声の原因が二十五年という長期の刑期を言い渡されたことだと分かり同情したので、怒る気持ちがなくなったから。

解答ポイント

①ａ怒って駆けつけたが（２点）
　ｂ怒る気持ちがなくなった（２点）

②監視兵は捕虜たちが喚声をあげたことで（２点）

③その喚声の原因が二十五年という長期の刑期を言い渡されたことだと分かり同情した（２点）

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

問四　８点

何も根拠がなくただ信じていただけの観念や思想は、その実現の可能性を明確に否定されてはじめて、信じていた観念や思想が肉体的な感覚として実感されるということ。

解答ポイント

① 何も根拠がなくただ信じていただけの観念や思想（２点）
② ａその実現の可能性を明確に否定されて（２点）
ｂ②してはじめて③（２点）
③ 信じていた観念や思想が肉体的な感覚として実感される（２点）

問五　１６点

筆者たち捕虜はソビエト連邦に管理される身となり、日本国に復帰することを希求していた。また、筆者たちは自由に動けなくなったため、日本国の方も罪状が些細である筆者たちを復帰させようと希求していなければならないと思い込んだ。しかし、長期の刑期を言い渡され、復帰の実現可能性を否定されることによって、その望郷の願いが実は錯誤であり、筆者たち自身の欲求でしかないとわかったという意味。

解答ポイント

① ａしかし、長期の刑期を言い渡され（２点）
ｂ復帰の実現可能性を否定される（２点）
ｃその思いが実は錯誤であり（２点）
ｄ筆者たち自身の欲求でしかないとわかった（２点）
② ａ筆者たち捕虜はソビエト連邦に管理される身となり（２点）
ｂ日本国に復帰することを希求していた（２点）
ｃ筆者たちは自由に動けなくなったため（２点）
ｄ日本国の方も罪状が些細である筆者たちを復帰させようと希求していなければならないと思い込んだ（２点）

解説

問一　漢字の問題

漢字の書き取りの問題である。エ、「きょうこう」は様々な漢字が想定できるので、文脈をしっかり捉えたい。「二十五年」の刑期の判決文が原因での「混乱ときょうこう状態」とあるので、「恐慌」と書けるとよい。その他は標準的な書き取りである。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

問二　傍線部内容説明問題

　傍線部のわかりにくい部分を詳しく、わかりやすく説明する問題である。傍線部を含む一文を分析すると、①「望郷とは」という主語、②「植物の感情」という比喩表現がポイントである。以上のポイントを説明している部分を本文中に求める。

　まず①「望郷」であるが、第一段落に「起訴と判決をはさむほぼふた月を、私は独房へ放置された。とだえては昂ぶる思郷の想いが、すがりつくような望郷の願いに変ったのはこの期間である」とある。このことから、「望郷」とは「自分ではどうにもならない状況＝捕虜として独房に放置された状況」において、他（＝日本国）に「すがりつくような望郷の願い」を持つことであるとわかる。

　次に②「植物の感情」という比喩表現であるが、第七段落二文目に「地におろされたのち、みずからの自由において、一歩を移ることをゆるされぬもの」とある。さらに、第七段落六文目に「外部とはすべて移動するものであり、私はただ私へ固定されるだけのものとなった」とある。以上の二箇所が「私」の状況と「植物」の状況の類似点である。したがって、「私」と「植物」に共通する性質として、「自由に動けず」「外部の環境が動くことを希求するしかない」という点が挙げられる。あとは、以上の点で「植物と同じである」とする。

　以上のポイントをまとめて解答を構成するとよい。

問三　心情把握問題

　傍線部における「監視兵」の「態度」の原因を把握する問題である。傍線部を見ると「だまってドアを閉めた」という「監視兵」の「行動＝結果」である。よって、その「行動」のもととなる「心情」と「原因」を本文中に求める。

　まず①「心情」であるが、「ドアを閉めた」心情は本文に書いていない。ところが、その前に「怒気を含んだ顔」とあることから、初めは「怒っていた」ことがわかる。すると、「怒らないでだまってドアを閉めた」のだから、心情は変化したのだとわかる。心情Ａ「怒っている」から心情Ｂ「怒らない」への変化として「心情」を捉える。

　次に心情の「原因」であるが、まず「怒った」（心情Ａ）のは、私たちが②「悲鳴とも怒号ともつかぬ喚声」をあげたからである。その「悲鳴とも怒号ともつかぬ喚声」に対して「怒って」「鎮めよう」としたのである。

　ところが、③「捕虜たちが『二十五年』の刑期を言い渡された」（変化の原因）とわかって、「だまってドアを閉めた」のだから、その心情を推し量ると二十五年はかわいそうだと「同情し」「怒る気が失せた」（心情Ｂ）のではないだろうか。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

以上のポイントをまとめて解答を構成するとよい。

問四　傍線部内容説明問題

傍線部のわかりにくい部分を詳しく、わかりやすく説明する問題である。傍線部を分析すると①「観念」という筆者特有の用語、②「喪失するときに限って」という「条件法」、③「この感覚への変貌」という指示語と筆者特有の用語がポイントであるとわかる。以上のポイントを説明している部分を本文中に求める。

まず①「観念」であるが、第十三段落五文目に「『手繰られている』ことを、なんとしてでも信じようとしたとき、その一条のものは観念であった」とある。また、第十三段落一文目に「故国へ手繰られつつあると信じた一条のもの」とある。以上より、「観念」とは「信じている一条のもの」であるとわかる。ただし、「手繰られている」というのは、私が「信じている」だけで、実際にはそのようなことはないという点に注意する。

次に②「喪失するときに限って」という部分であるが、第十三段落八文目に「観念や思想が〈肉体〉を獲得するのは、ただそれが喪失するときでしかない」とある。このことから「観念や思想が〈肉体〉を獲得する」ためには「観念が喪失すること」が必要であることがわかる。また、「喪失する」という部分は「信じている一条のもの」＝「観念」が否定された時のことである。（「二十五年」の判決が言い渡された時、自分が日本から手繰られているという観念は否定されている。）

最後に③「この感覚への変貌」であるが、第十三段落六文目に「断ち切られた瞬間にそれは、ありありと感覚できる物質に変貌し」とある。ここにも「それ」という指示語があるので指示内容を求めると「信じている一条のもの」＝「観念」であるとわかる。ここでただ「根拠なく信じていただけ」のものが、実は「肉体的な欲求」であったことが初めてわかるのである。

以上のポイントをまとめて解答を構成するとよい。

問五　傍線部内容説明問題

傍線部のわかりにくい部分を詳しく、わかりやすく説明する問題である。二重傍線部を分析すると、①「錯誤」という筆者特有の用語、②「望郷」という筆者特有の用語がポイントであるとわかる。以上のポイントを説明する根拠を本文中に求める。

まず②「望郷」であるが、第一段落四文目五文目に「望郷の、

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

その初めの段階に私はあった。この時期には、故国から私が『恋われている』という感覚がたえまなく私にあった」とある。同じような説明が第四段落に「私たちは故国と、どのようにしても結ばれていなくてはならなかった。しかもそれは、私たちの側からの希求であるとともに、かたく私は考えた」とある。以上より、「望郷」とは「筆者たちが日本に復帰することを希求すると同時に、日本国も筆者たちのことを復帰させようとしているという願い」のことである。

なぜ筆者たちはそのような「望郷の願い」を持ったのかというと、リード文にあるように筆者たちは「ソビエト連邦軍に抑留」され、問二で捉えたように、「自由に動けなくなった」ためである。自分たちが動けないから、外部が動くことを希求するようになるのである。

次に①「錯誤」であるが、その「望郷の願い」が錯誤であると分かったのは、問三で捉えたように「二十五年」の刑期が言い渡された時である。その時「故国から復帰を求められている」という可能性が否定され、「私たちの側からの希求であると同時に、故国からも復帰を希求されている」という「望郷の願い」が「錯誤」であり、問四で捉えたように本当は「私たちの側からの希求でしかない」ということが判明している。

以上のポイントをまとめて解答を構成するとよい。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。